

延長・延期事由の証明の方法

静岡県教育委員会

延長・延期事由						
申請者区分		指導改善 研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関等に派遣	専修免許状を取得するため 大学院の課程に在籍	教員となった日から有効期間の満了の日 (又は修了確認期限)までの期間が2年2月未満
教育職員 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭	公立学校・園・幼保連携型認定こども園	省略 (免許管理者による確認) ※政令市の学校・園については、市教育委員会	校長(園長)の証明 ※校長(園長)本人の場合 1 県立学校の校長は省略 (免許管理者による確認) 2 市町立学校の校長(園長)は市町教育委員会の証明 3 幼保連携型認定こども園の園長は市町長の証明	省略 (免許管理者による確認) ※政令市の学校・園については、市教育委員会	校長(園長)の証明 ※在学証明書の添付	省略 (免許管理者による確認) ※政令市の学校・園については、市教育委員会
	国立学校・園	—	校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は法人の長の証明	法人の長の証明	校長(園長)の証明 ※在学証明書の添付	法人の長の証明
	私立学校・園・幼保連携型認定こども園	—	校長(園長)の証明 ※校長本人の場合は法人の長の証明	法人の長の証明	校長(園長)の証明 ※在学証明書の添付	法人の長の証明
	共同調理場に勤務する学校栄養職員	—	場長(所長)の証明 ※場長(所長)本人の場合は市町教育委員会の証明	—	—	—
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	—	—	1 県教育委員会職員の場合は省略 (免許管理者による確認) 2 市町教育委員会職員の場合は市町教育委員会の証明	1 県教育委員会職員の場合は省略 (免許管理者による確認) 2 市町教育委員会職員の場合は市町教育委員会の証明	在学証明書の添付	—
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずるとして免許管理者が定める者	—	—	1 県職員の場合は省略 (免許管理者による確認) 2 その他の職員の場合は任命権者の証明	1 県職員の場合は省略 (免許管理者による確認) 2 その他の職員の場合は任命権者の証明	在学証明書の添付	—
その他文部科学大臣が定める者	—	—	その者の任命権者・雇用者の証明	その者の任命権者・雇用者の証明	—	—

※旧免許状所持者のみに該当する事由(新たな免許状の授与・免許状の授与から修了確認期限までの期間が10年未満については、免許管理者において把握できる事項であるため、証明は不要とする。